

事業概要

平成29年度



東京都船形学園

— 目 次 —

- I 学園の目的
- II 歴史と沿革
- III 概 況
- IV 組織及び事務分掌
- V 職員数
- VI 船形学園スローガン
- VII 平成29年度事業計画

I 学園の目的

本学園は児童福祉法第41条に基づく児童養護施設で、保護者のない児童・虐待されている児童・その他環境上養護を要する児童を入所させて養護し、あわせて退所した者に対する相談、その他自立のための援助を行うことを目的とします。

II 歴史と沿革

1、歴史

明治33年8月5日、東京市養育院の「海浜療養所」（結核児童の転地療養所）として勝山保養所が開設されました。養育院はこの施設を永久化すべく、明治42年5月船形のこの地に移転、養育院「安房分院」として開設しました。当時は結核性児童に限らず、広く一般虚弱児童をも入所対象としていました。大正6年6月院内に、船形町有志の発起により、渋沢養育院長の揮毫による磨崖碑も完成しました。大正12年には皇后陛下の令旨を奉じた使者が事業の実状を視察しました。大正12年の関東大震災では建物はことごとく倒壊、11名（児童10名、職員1名）の圧死者をだし、巣鴨分院に急遽移転しましたが、大正14年3月には復旧工事も終了し、児童も巣鴨から戻りました。昭和6年8月には、大震災による罹災者弔慰のため追悼碑が竣工しました。

昭和17年3月「安房臨海学園」と改称され、さらに昭和18年7月東京都制施行に伴い「東京都安房臨海学園」と改称しました。昭和18年4月戦時危機に対応するため養育院の塩原疎開が決定され、養育院事業の中心は塩原に移りました。昭和20年2月、軍から学園建物の明渡し要請があり、学園児童も塩原分院に疎開（児童140名、職員30名）しましたが、終戦により同9月船形に戻りました。疎開中における死亡児童は56名でした。

昭和23年11月、児童福祉法が施行されました。安房臨海学園は入所児童の多くが虚弱児であったことから、児童福祉法上の療育施設となりました。しかし、同法が改正され、昭和24年8月養護施設へ転換し、昭和30年7月「安房児童学園」と改称しました。

昭和35年4月、第二安房児童学園（那古）と統合し、安房児童学園（2級事業所）となりました。昭和44年3月、震災以来の木造建物の改築が終了しました。昭和53年6月、那古寮が那古学園として分離独立し、船形寮は地名にちなんで「船形学園」と改称し、平成7年4月組織改正に伴い、3級事業所となり現在に至っています。

平成9年3月、5カ年計画による全面改築が終了し、同年5月竣工式を挙行了しました。

平成9年6月、児童福祉法の改正が行われ、平成10年4月、児童養護施設「東京都船形学園」となりました。

平成11年4月、那古学園が4級事業所として船形学園の分園となりましたが、平成12年3月、那古学園は事業廃止され、児童5名は船形学園に措置変更されました。

平成12年4月、東京都は都立児童養護施設の運営を社会福祉法人東京都社会福祉事業団に委託し、船形学園も事業団の組織になりました。

平成13年4月、情緒・虚弱寮、園内グループホーム・自立支援寮の運営を試行実施しました。

平成16年4月、情緒・虚弱寮は発展的に解消しました。

平成17年4月、グループホームを実施しました。

2、沿革

明治33年 8月 5日 東京市養育院の海浜療養として勝山保養所を開設

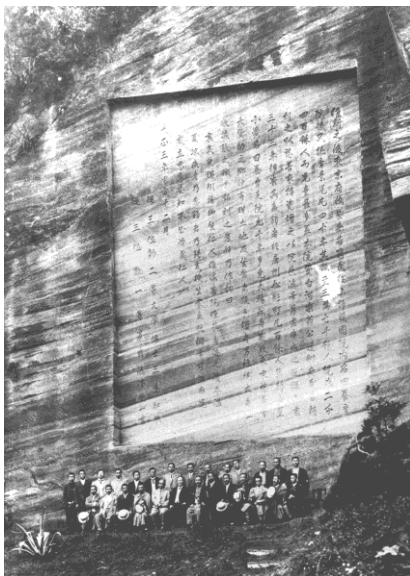
明治42年	5月16日	虚弱児施設として現在地に安房分院を設置
大正6年	6月	安房分院の記念碑（磨崖碑）の竣工
大正12年	9月1日	関東大震災によりほとんどの建物倒壊、児童10名、職員1名死亡、巢鴨分院へ移転
大正14年	3月	震災による復旧工事終了（巢鴨分院より戻る）
昭和6年	8月	震災による追悼碑建立
昭和13年	8月	朝香宮殿下の寄付により保育舎新築
昭和17年	7月	地元に園内保育舎を開放
昭和18年	7月1日	都制施行により東京都養育院安房臨海学園と改称する。
昭和20年	2月28日	栃木県塩原に疎開、9月20日復帰する。
昭和23年	2月3日	東京都養育院から分離、民生局所管となる。
昭和24年	8月23日	児童福祉法第41条による養護施設となる。
昭和26年	4月1日	園内教育を廃止し、全児童を地元の小・中学校に通学させる。
昭和30年	7月16日	東京都安房児童学園と改称する。
昭和30年	8月25日	箱根児童学園、あずさ園、中井児童学園の整理統合により、東京都第二安房児童学園（のちに那古学園と改称）開設
昭和34年	5月	これまでの物故児童143名のため「よい子の墓」建立
昭和34年	11月26日	学園開設50周年式典実施
昭和35年	4月1日	第二安房児童学園を統合し、安房児童学園（二級事業所）となる。（船形寮養護第一係・那古寮養護第二係）
昭和38年	3月31日	併設されていた保育園閉園
昭和44年	3月31日	船形寮全面改築完成（昭和41年度から3カ年計画）
昭和44年	6月21日	学園開設60周年式典実施
昭和50年	3月31日	那古寮全面改築完成（昭和48年度から2カ年計画）
昭和50年	4月1日	船形寮は船形養護課、那古寮は那古養護課となる。
昭和53年	6月1日	船形寮・那古寮が分離独立し、東京都船形学園となる。
昭和54年	4月1日	園内保育を廃止し、4～5歳児全員を地元の幼稚園に通園させる。
昭和59年	7月20日	船形学園75年のあゆみ刊行
昭和62年	6月1日	処務規程改正により管理課と養護課を統合。次長制となる
昭和62年	8月1日	処遇職員の勤務を夜勤化し、完全縦割による処遇とする。
平成元年	4月1日	従来の16室（128名）の体制から14室（112名）体制となる。
平成2年	4月21日	創立80周年記念の集い実施
平成3年	4月1日	児童寮を4室閉鎖し、10室（80名）体制となる。
平成4年	4月1日	8室（64名）体制となる。
平成7年	4月1日	組織改正により、三級事業所となる。（管理係・養護係）
平成9年	3月31日	全面改築完成（平成4年度から5カ年計画）
平成10年	4月1日	改正「児童福祉法」が施行され、児童養護施設となる。
平成11年	4月1日	那古学園が四級事業所となり、船形学園の分園となる。
平成12年	3月31日	那古学園の事業が廃止される。（児童5名は船形学園に措置変更）

- 平成12年 4月 1日 学園の事業運営が社会福祉法人東京都社会福祉事業団に委託される。
- 平成13年 4月 1日 情緒寮・虚弱児寮、園内グループホーム・自立支援寮の運営を試行実施する。
- 平成16年 4月 1日 情緒寮・虚弱児寮を発展的に解消すると共に、処遇職員の勤務を業務宿直制とする。
- 平成17年 4月 1日 4年間の試行を経てグループホームを実施。
- 平成21年10月31日 100周年記念式典を実施
- 平成21年10月31日 船形学園100年のあゆみ刊行

3、磨崖碑について

東京市養育院は、松平定信の七分金積立が東京府に引き継がれたのを活用して、明治5年渋沢栄一によって窮民救済施設として創設され、明治18年には棄児、迷児の救済を始めました。安房分院は虚弱児童の転地療養施設として明治42年開設されました。この磨崖碑は、この由来を記す日本福祉史の記念碑です。

磨崖碑は船形町有志によって、大正6年4月着工、同年5月末日竣工しました。選文は二松学舎創立者で明治の3大文宗にあげられた三嶋中洲博士、書は青淵の号を持つ、初代養育院長渋沢栄一によります。崖の高さは16m、碑の高さ10m、幅6m、一文字の大きさが30cm四方という国内有数の碑でしたが、岩質のもろい房州石に彫られたため風化が著しくわずか数文字がかろうじて判読できるほどになってしまいました。このため平成元年80周年記念行事の一つとして碑文全文を、根府川石を使った新しい石（レプリカ）に刻み後世に残すことになりました。



安房分院の由来を刻んだ磨崖碑（大正6年）

維新之後東京府収養無告窮民於上野護国院内名曰養育院後又撫育棄兒凡四十年其數至三萬七千餘人現在二千四百餘人而兒童最多蓋本院資白河染翁公遺制府民蓄積創之以慈善家捐資增之以院長波澤男盡瘁成之規模年宏三十三年移養其羸弱者於房州船形町凡百餘人築新屋置小學名曰養育支院凡十年多免天殤聞者感歎東京慈善會大贊助之鄉紳寄贈土地及貨幣者頗多頃者男臨視大喜益欲擴張之徵余銘刻之崖辟乃作詞曰
哀矣孤獨矧蒲柳質仁人維謀養院維築房海之濱冬暖夏涼疾者乃愈弱者乃強爰授生業爰教綱常可憐群兒成立思恩安知不出濟民仁人

從三位勲二等 文学博士 三島 毅撰
從三位勲一等 男 爵 波澤 榮 一書

安房分院創設の由来を刻んだ磨崖碑とその撰文 平成元年



創立80周年にあたり、磨崖碑全文を新しい石に刻み後世に残すことにした。

碑文のあらまし

明治維新の後、東京府は、自ら窮状を訴えることのできない老人を上野の護国院の土地に収容し養護した。名付けて養育院という。

養育院は、後にまた棄児を40年間養育した。その数3万7千余人となる。現在（大正3年）は2千4百人余で、そして児童が最も多い。思うに養育院の元手は、白河藩主で、老中の松平定信が寛政の改革時、江戸町民七分積金制度の蓄積が東京府に引き継がれていたものを充てて創始したものである。

これに慈善家の寄付でふやし、養育院長洪沢男爵が公共のために身を顧みずつくしてきたものである。規模は年毎に拡げられた。

明治33年に身体の極めて弱いものを千葉県船形町に移し養育した。その数百余人である。

建物を新築し、勉強ができる場所を設けた。名付けて養育院支院という。約10年で子どもたちの多くは若死を免れることができ、これを聞く者は本当に感心した。

東京慈善会（院長夫人が会長）は、この事業を大いに賛成援助した。土地の名望家で土地や金銭を寄贈する人が大変多かった。

近頃、男爵が来臨視察され大変喜ばれ、これからも一層この事業を拡張しようとされ、私を呼んでこれを崖に刻みつけられた。男爵は、そこで文章をつくっていわれた。

本当に悲しいことに身寄りがなくて、さらに加えて身体が弱い児たちを同じ仲間としての心をもつ人が、これを養育院と相談し、この房総の海辺に建物を作った。

ここは冬暖かく夏涼しい。病気の人は治癒し、身体の弱い者は強くなる。ここに生活のための仕事を授け、ここで、物事の大綱を教える。常にかわいそうに思うべきである。

これら多くの児が自立して恩を思い、救済事業の志をもつ人が出ないと誰がいえようか。

Ⅲ 概況（平成29年4月1日現在）

- | | |
|--------|--|
| 1 名称 | 社会福祉法人東京都社会福祉事業団 東京都船形学園 |
| 2 所在地 | 〒294-0056 千葉県館山市船形1377番地
電話 0470-27-2921・2922 |
| 3 児童定員 | 64名 |
| 4 敷地 | 36,236.15㎡ |
| 5 建物 | 3,838.91㎡（管理サービス棟1、児童棟2、遊戯ホール棟1、
指導棟1、職員住宅棟1） |

IV 組織及び事務分掌

園 長	管 理 係	係 長 事 務 栄 養 士 看 護 師 調 理 心 理	<ol style="list-style-type: none"> 1 園所属職員の人事及び給与に関すること。 2 園の文書類の收受、発送、編集及び保存に関すること。 3 園の印章の看守に関すること。 4 園所属職員の研修及び福利厚生に関すること。 5 園内の取り締まり警備に関すること。 6 園の予算・経理・契約に関すること。 7 園の庁舎等の維持管理に関すること。 8 園の事業の調査及び統計に関すること。 9 児童の栄養管理・給食に関すること。 10 児童の健康管理に関すること。 11 他の係に属しないこと。
		養 護 係	係 長 福 祉

V 職員数

職 種	管 理 職	一 般 事 務	福 祉	栄 養 士	看 護 職 員	施 設 調 理	心 理	合 計
職員数	1	4(2)	36(9)	1	1(1)	6(6)	1	50(18)

※職員数()内の数字は再任用、契約職員、非常勤職員の再掲

※このほかに嘱託医、園内クラブ講師、臨時職員

VI 船形学園スローガン

21年度、船形学園ではより良い学園を目指しスローガンを設定しました。スローガンの内容は、職員と児童，児童同士，職員同士のふれあい、学園と地域とのふれあい、地域の仲間との生活と活動、そして子どもたち一人ひとりが楽しく生活を送って欲しいという願いをもとに職員全体会議で協議し作成しました。

ふ ふれあいながら
な 仲間をつくり
か 学園生活を
た 楽しもう！

<29年度 重点目標>

1 「交通ルールを守り、事故にあわないようにしよう」

昨年度に引き続き、平成28年度も重点目標の一つは「無事故」とします。自転車が関連する交通事故は、全事故の約2割を占めています。自転車は「車のなかま」です。自転車が加害者になっている事故も増えています。自分の命も人の命も大切に、交通ルールを守り安全な乗り方を心がけましょう。

登下校の時小学生は、ふざけたりせず、周りの車や自転車に注意しながら歩きましょう。自分で自分の身を守る習慣をつけましょう。

車や自転車とぶつかったり、接触したりした時には、その時にけがが無くても、必ず、学園の職員か学校の先生に報告しましょう。

2 「人の話をよく聴こう」

昨年度に引き続き「人の話をよく聴こう」を目標とします。

相手の話していることを「聴く」ことは、ともに暮らしている相手のことを「知る」ことで、「気持ち」や「思い」を理解することにつながります。人の話を「聴く」ことは大人でも難しいことであり、ましてや様々な背景を抱えた子どもたちにとってはなおさらのことでしょう。

まずは職員が率先して実践し、子どもたちとともに聴く力を伸ばしていきましょう。

VII 平成29年度事業計画

I 施設概要

所在地	千葉県館山市船形1377
-----	--------------

事業種別			定員
指定管理事業	第1種社会福祉事業	児童養護施設	64人

II 平成29年度の運営方針

豊かな自然環境のもと、児童一人ひとりの意思や個性を大切にし、児童が安全で安心した日常生活を送る中で、心身ともに健全な成長を遂げ、将来に向けた自立の意欲や生活力を育てていくことを目標に施設運営を行う。

このため、指定管理者である船形学園の運営責任として、質の高い専門的な支援を引き続き実施するとともに、児童の成長、発達に相応しい施設環境の実現に努力する。また、リスクマネジメントを充実させるとともに、福祉人材の育成によって施設支援力を向上させ、児童が安全に安心して成長できる支援基盤の構築を目指す。

1 児童が安心して成長できる施設環境の提供

児童の生活展開は「室」を拠点とし、児童間の暴力、威圧、いじめ等のない安心して生活できる環境の提供に努め、社会の基本ルールや共同生活のマナーを身に付けられるよう支援する。

2 リスクマネジメントの充実

日常の些細な事故情報からも、注意深く事故防止の課題を読み取るよう心がけ、事故やヒヤリハットの状況に応じた組織的な対応に努める。

また、情報セキュリティ対策、感染症・食中毒の防止、災害時の対応については、マニュアルの整備・改訂や訓練等により、迅速に対応できる体制を整備していく。

3 福祉人材の育成

職員としての資質向上を図るため、外部研修・園内研修を組み合わせ実施するとともに、日常的なOJTの充実・強化を図る。また、専門研修を充実させるとともに、職種間の連携によって施設支援力の維持・向上を図る。

III 実施計画

平成28年度末現在、入所児童全体で被虐待を理由とする児童が7割を超え、約2割が精神疾患や発達障害により医療的ケアを要している。また、思春期を迎える中高生が5割を占めていることを踏まえ、児童相談所、学校、病院等関係機関と連携を図り、専門的支援の一層の充実が求められている。

平成29年度は、入所児童の健全な成長や自立を適切に支援していくため、以下の事項に職員一丸となって取り組む。

1 質の高いサービスの提供

(1) 専門的な支援の充実

各児童の自立支援計画は、前・後期にケースヒアリングを実施するとともに、新規入所児童については入所時カンファレンスを開催し、専門的見地からの所見を得て策定する。

自立支援計画策定後は、児童個々の要望や自立支援、家族交流等の課題に対応した個別支援行事を計画的に実施し、社会的経験の積み重ねを通じて自主性や自信回復を促進する。

また、心理的ケアや医療的ケアが必要な児童には、心理職員や専門医との連携・協力を進めるとともに、年齢別・個別の性教育の推進やセカンドステップ・CAPプログラム等により自他を書さない生き方を学ばせ、健全育成を推進する。

さらに、児童相談所や医療機関からの助言をもとに関係者が集まって児童支援について検討を行うなどにより支援の充実に努める。

*心理面接の実施

実施人数	延べ400人	対象児童：20名
------	--------	----------

*性教育の実施

実施回数	年15回	対象児童：全児童
------	------	----------

*セカンドステップ

実施回数	生活場面、横割り活動等で随時実施	対象児童：全児童
------	------------------	----------

*CAPプログラム

実施回数	年9回	児童及び職員対象
------	-----	----------

(2) 家庭的な寮運営

児童が地域で生活し、より一般家庭に近い体験ができるようグループホームの設置を継続する。また、本園においては、家庭的な運営を推進するため、食材を児童と職員で購入し室で調理する自主調理などを実施する。

ア グループホームの円滑な運営

名称	定員	備考
かしの木ホーム	6人	都型

イ 土・日曜日の朝食室調理

ウ 出張調理・自主調理の充実

自主調理	年32回	各室4回×8室
出張調理	年24回	各室3回×8室

(3) 家族再統合及び自立に向けた取組強化

児童相談所と連携して、家族再統合に向けた取組を進める。また、社会的自立を目指す高齢児童については、高校入学時からオリエンテーションを総合的に実施して、資格取得やアルバイト等の勤労体験を奨励するとともに自活訓練や社会学習等の実地体験を組み入れていく。

* 家族再統合

親子宿泊	延べ10泊	対象児童：3人
保護者との面会	延べ60回	対象児童：20人

* 自立に向けた支援

学習会等実施回数	延べ400回	中1～3生20人
自活訓練等実施回数	1人当たり7日	高校生12人程度

(4) アフターケアの充実

退所した児童については、職場・家庭・施設への計画的な訪問のほか、電話や来所での相談、激励助言など、自立支援コーディネーター等を中心にアフターケアの一層の充実を図っていく。

* 退所児童のアフターケア

実施人数	36人	対象児童：79人 【自立児童退所後10年、家庭復帰児童退所後5年】
------	-----	--------------------------------------

2 サービス内容の検証・改善

(1) 福祉サービス第三者評価の活用

平成28年度の受審では標準項目全てを満たしているとの評価を得た。

ア 平成28年度評価結果における「特に良いと思う点」

- ①組織として子どもにかかわる意識の醸成を図ることで、職員間の協力体制やチームワーク強化に取り組んでいる。
- ②事業計画の各事業に明示された目標数値等に基づき、進行管理が客観的に行われ、事業計画推進のPDCAサイクルが確立されている。
- ③小規模な生活環境の中で子どもに応じた自立支援を行い、また退所後も継続的にアフターケアを実施し自立生活を支えている。

イ 平成28年度評価結果における「更なる改善が望まれる点」

- ①養護計画を体系的かつ実践的な内容とすることで、新人職員の育成に資するものとしていくことに期待したい。
- ②当園が展開してきた地域交流・地域貢献を深化させるためにも、今後ボランティア活動を活発化させることに期待したい。
- ③新任職員育成におけるチューター制度の意義は大きく、当園の現状を踏まえた改善、工夫を加え、より効果的に推進することに期待したい。

ウ 「更なる改善が望まれる点」の改善に向けた取組計画

- ①養護計画を体系的かつ実践的内容とし、新人職員の育成に資するための具体的な実施計画づくりのために園内各種委員会で企画・立案し、実施体制を確立する。
- ②当園が展開してきた地域交流・地域貢献を深化させるために、これまでの取組の継続と新たな視点・切り口による取組方法を策定しボランティア活動を活発化する。
- ③当園の現状を踏まえ、チューター制度の改善、工夫により、チューター自身の能力開発を促し、新任職員育成に資することができる体制を構築する。

(2) 苦情解決制度の充実

「権利擁護委員会設置要領」「苦情相談員設置要領」に基づき、児童・保護者に適切に対応するとともに、児童に対するPR及び苦情相談員との相談コーナーや懇談会を実施し、相談しやすい体制づくりに取り組む。

第 三 者 委 員	相談実施回数
3人（弁護士、地域関係者、主任児童委員）	連絡会議年8回、相談コーナー年3回、児童懇談年5回

(3) 利用者満足度調査

実 施 内 容	実施時期
運営課題検討会でテーマを設定する。	12月

3 公的な役割の強化

(1) 特別な支援が必要な児童の受入れ

平成29年度も引き続き、虐待による様々な症状を持つ児童、情緒・行動上の問題を抱える高齢児童等、特別な支援が必要な児童を積極的に受け入れる。

(2) 専門的な支援技術等の普及啓発

施設のなかで蓄積されたノウハウや専門的な支援技術を継承するため、実習生や見学者を積極的に受け入れ福祉人材の育成に寄与していく。

事 項	延人数	内 容
保育士等実習生の受入れ	350人	養成校他23校
施設見学・研修の受入れ	30人	福祉施設職員他

4 人材の確保・育成の充実強化

(1) OJT 推進体制の強化

OJT推進担当者や新任職員育成担当者（チューター）を配置するなど、職務

を通じたOJTの活性化・定着化を図る。また、育成記録の内容の向上や引継ぎの徹底などを通し、お互いの支援内容を確認する。

(2) 計画的・効果的な研修の実施

専門的支援が必要な児童に対応するため、非常勤職員を含めた全職員を対象とした研修を実施し、技術の習得、知識や情報の共有化を図り、高い専門性やスキルを備えた職員の育成に努める。

研修内容	対象者	実施時期
新任職員研修	新任職員	4～9月
養護課題研修（職場内）	全職員・地域	10・2月
施設視察（4施設以上）	全職員	10～2月
関係機関支援事業等事例検討会	全職員・他施設	年2回
研修報告会	全職員	朝礼時等に随時実施
スーパーバイズ研修	全職員	年4回

5 運営体制の強化

(1) 権利擁護（虐待防止）の取組強化

「職員心得」「船形学園虐待防止規定」の実践を徹底するとともに、権利擁護委員会委員による苦情解決システムのPR、児童への権利侵害防止の啓蒙活動として園独自の「しおり」を使用した勉強会を実施する。

また、支援した内容に自信が持てない時、適切でない対応をしたと思われる時でも、正直に報告、相談ができるよう職員同士がもっとフランクに話ができる機会を設けるなど、施設全体の風通しを良くし、職員同士の信頼関係を強くするような雰囲気づくりに努める。

(2) 外部専門家、外部医師等との連携

児童の持つ様々な行動特徴を理解し施設支援力の向上を図るため、高い専門性とスキルを備えた外部専門家によるスーパーバイズ等を実施するとともに、医学的見地からの見立てや支援方法についての助言を得るため医師等による定期巡回指導を実施する。

(3) 個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

「船形学園個人情報保護方針」、「個人情報取扱要綱」及び「船形学園情報セキュリティ対策基準」を遵守するとともに、情報セキュリティ管理者を設置し、個人情報の漏えい、滅失、棄損の防止等個人情報の適正な管理を徹底する。

(4) リスクマネジメントの徹底

事故防止について、報告→収集・分析→事例検討→対策実施のサイクルを日常

業務として定着させるよう事故防止委員会を中心に組み組んでいくとともに、児童の安全で安心な生活の実現に向けて、下表の事項を実施する。

事 項	実施回数	内容・協力機関等
事故防止委員会	年 4回	事故事例検討、対応策・予防策の検討
園内一斉安全点検	年12回	チェックリストにより園内の安全点検
救急救命講習会	年 1回	派遣講師によるAED操作等講習会

(5) 災害・防犯対策の取組強化

夜間訓練を含む防災訓練を定期的実施し、災害時の防災対応強化を進めるとともに、災害対応の事業継続計画（BCP）に基づき緊急連絡等の初動体制確保の訓練を行うことにより大規模災害への備えを図る。

また、事業団全体で合同防災訓練を実施し、施設間の連携協力等についての取組強化を図る。

防犯対策については、館山警察署員を講師に迎え、講習及び模擬体験訓練の受講により、防犯対策意識の向上と防犯対策能力の体得を図る。

事 項	実施回数等	内容等
防災訓練	年15回	本園：年12回（夜間想定1回） GH：年4回（1回は本園と総合訓練）
緊急参集訓練	年1回	携帯メールによる緊急連絡及び参集
不審者対応講習会	年1回	派遣講師による講習及び模擬体験訓練

(6) 働きやすい職場環境の整備

毎日行う朝礼の報告内容を充実させるとともに各寮における職員会議を積極的に開催するなど、より多くの話し合いの機会を確保することにより、コミュニケーションの活発化と情報の共有化を図る。

また、児童に対する支援は施設全体で行うという意識を浸透させ、問題を個人や室単位で抱えることなく、施設として適切な対応ができる体制を構築する。

これらの取組を通して、職員が心身共に健康で、意欲を持っていきいきと働き続けられる風通しの良い職場づくりを推進する。

(7) 効率的な施設経営の実施等

業務の見直し、節電等省エネへの取組や契約内容の精査など効率的な施設経営に努める。

(8) 「部門長・グループリーダー制」への移行に向けた体制づくり

将来、部門長・グループリーダーの職責を担えるよう職員を引き続き育成していく。体制については、事業団正規職員の成長の様子や、都派遣職員の配置状況

等を勘案しながら検討する。

6 地域ニーズへの対応

地域の福祉資源として、地域社会の具体的なニーズを把握し、積極的に対応するとともに、地域と利用者の交流、施設ノウハウの地域への提供、各種活動への参加・協力などにより、地域との連携を強化し、地域社会に貢献する。

(1) 地域における公益的な取組

社会福祉法の一部改正を受け、地域の実情やニーズに応じて、地域で生活する住民等を支援するための取組をこれまで以上に推進する。

園が開催する研修やCAP大人向けワークショップなどについて、通学校・近隣施設・地域からの参加者を募り実施する。

(2) 多様な主体との連携

児童の支援のためには、多様な主体との連携が必須である。平成29年度は、行事等の場面において、ボランティアと連携していく。

事 項	延人数	内 容
行事協力	10人	行事等ボランティア

(3) 地域との連携・協力関係の強化

地域最大の行事である船形地区祭礼に、職員が地元警察と連携し交通整理に参加するとともに、年間を通して小・中学校と連携し、校外指導等の協力及び地域と一体の安全対策を推進する。

地域の防災体制への協力、地域の各種活動への参加・協力など、地域と施設の相互交流を推進することにより、施設及び利用者に対する地域の理解がより深まり、地域に開かれた施設として運営できるよう、連携・協力関係を強化する。

また、学校との連携については、下表のとおり連絡会を開催する。

中学校連絡会・連絡協議会	年 11回
小学校連絡会・連絡協議会	年 3回

地域住民や近隣施設の児童職員等と学園の児童職員が園内での催しや活動を通して、交流を深め、お互いの理解と親睦を図る。

内容		対象者	利用者数
施設開放 (体育館・ グラウンド)	空手教室	SKC武心館	登録人数52人×週2回
	バドミントン	2グループ	登録人数22人×週1回
	地区総会	堂の下区住民	100人
ふれあい祭		地域住民等	5月初旬・450人
地域交流行事		地域高齢者等	10月中旬・50人